

## 金山地区地区計画の変更について



### 1 都市計画変更の内容

- (1) 名称 : 金山地区地区計画
- (2) 位置 : 札幌市手稲区金山1条2～3丁目の各一部及び2条2～3丁目の各一部
- (3) 変更内容 :
  - ・用途地域等の全市見直しにより、滝見町線沿道の一部が第一種低層住居専用地域から第二種低層住居専用地域に変更されることに伴い、当該地の地区の区分を「低層一般住宅地区」から「低層一般住宅A地区」に変更する。

[地区計画の新旧対照図]



## 2 経緯

- ・組合施行の土地区画整理事業に伴い、居住環境を維持・保全するため、昭和 63 年 12 月 20 日に地区計画を決定した。
- ・用途地域等の全市見直しにより、滝見町線沿道の一部が第一種低層住居専用地域から小規模な店舗が立地可能な第二種低層住居専用地域に変更される。

## 3 理由

用途地域等の見直しに伴い、用途地域指定の趣旨を踏まえた土地利用の誘導を図るため、地区計画を変更するものである。

### [参考] 用途地域等変更内容



用途地域	第一種低層住居専用地域 (80/40)	→	第二種低層住居専用地域 (80/50)
特別用途地区	戸建住環境保全地区	→	指定なし